

これからの津山市の幼児教育の あり方について（答申）

平成21年3月30日

津山市幼児教育検討委員会

目 次

はじめに	1
I 津山市における幼児教育の基本理念	
津山市における幼児教育の理念と展望	2
あたらしい時代に対応した幼児教育のあり方に係る7項目	
1．幼稚園、保育所の今後の役割とあり方について	3
2．市立幼稚園の適正規模・適正配置について	4
3．保育所の待機児童の解消に向けた方策について	5
4．幼稚園、保育所の連携について	6
5．幼稚園、保育所の保育・教育内容の統一について	7
6．障害児等、支援が必要な幼児に対する支援のあり方について	7
7．未就園児の支援のあり方について	8
別表1 小学校単位の幼稚園・保育所（園）分布	10
別表2 津山市の子ども保育カリキュラム	11
別表3 保育カリキュラムを組み込んだ年間指導計画 （公立幼稚園の5歳児の例）	12
別表4 保育カリキュラムを組み込んだ年間指導計画 （公立保育所の4歳児の例）	13
津山市幼児教育検討委員会開催経過	14
津山市幼児教育検討委員会委員名簿	19

はじめに

平成 20 年 2 月 6 日、幼稚園と保育所（園）の関係者や学識経験者からなる「津山市幼児教育検討委員会」が発足し、津山市長から津山市における幼児教育の基本理念、及び、あたらしい時代に対応した幼児教育のあり方に係る 7 項目について諮問を受けました。本検討委員会は、津山市における幼児教育の歴史において、公立と私立それぞれの幼稚園と保育所（園）の関係者が、幼児教育の制度や、保育の内容と方法の改善・改革等をテーマとして一堂に会したことはなかったという事実を直視し、これまで公・私・幼・保のそれぞれによって重ねられてきた経験と実績、払われてきた努力を念頭におき、この諮問への答申に真摯に取り組んできました。

本検討委員会では、12 回の全体会とカリキュラム専門部会・特別支援専門部会・未就園児専門部会の 3 つの専門部会において論議を重ね、ここに答申書をまとめました。

行政当局には、答申の趣旨を充分理解され、津山市の幼児教育施策の充実を図られることを要望します。

・津山市における幼児教育の基本理念

本検討委員会では、全 12 回に及ぶ全体会の前半の多くの時間を費やして論議を重ね、次のとおり「津山市における幼児教育の理念と展望」をまとめました。（裏面）

津山市における幼児教育の理念と展望

幼児期の教育の大切さは、いかなる時代と社会においても説かれる普遍的な事象です。津山市においても、時代の推移と社会の変化に対応してきましたが、これまで公立と私立それぞれの幼稚園と保育所(園)の関係者が、幼児教育の制度や保育の内容と方法の改善・改革等を主題として一堂に会したことはありませんでした。津山市幼児教育検討委員会が設置されたいま、公・私・幼・保のそれぞれが重ねてきた経験と実績を今後の改善・改革に資すべきであるという願いのもと、私たちは、ここにあらためて津山市における幼児教育の理念を掲げ、理念が切り開く未来を展望しようとするものです。

私たちは、幼児教育とは「人生の最初期である幼児期の教育」のことであり、その幼児教育を実践する場面・言葉は「保育」である、という認識を共有しています。幼稚園、保育所の目的として、学校教育法と児童福祉法にそれぞれ掲げられている「保育」をこのように理解することで、保育内容の統合を推進し、その実現に努めます。

私たちは、まず何よりも、津山の子ども達の現実から出発します。何世代にもわたって津山に住んでいる家族の子どもや最近転入してきた家族の子ども、保育所(園)に通っている子どもや幼稚園に通っている子ども、兄弟姉妹の多い子どもや少ない子ども、市街地に住んでいる子どもや農村部に住んでいる子ども等、生活条件はさまざまですが、一人ひとりの子ども達の現実のなかで、その子ども達にとっての最善の利益とは何かを常に念頭におかなければなりません。

私たちは、さまざまな条件において生活している子ども達が、やがて大人になり社会人になっていく人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考えます。いつか人生の岐路に立ったとき、記憶のなかの風景や大切な人のかつての言葉が魂を奮い立たせてくれるように、津山の自然と人との関わりのなかで受けた幼児期の教育は、その人の心の深いところでの力となり、人生を励ます力になります。

私たちは、すべての子ども達が健康な心と体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼のなかで生きることがをめざします。そのため、保育環境の整備は、保育者や子ども達の人数、保育施設の数と配置、地域の状況など、あらゆる人的・物的環境の検討を踏まえて行うことが重要です。

私たちは、さまざまな問題を抱えている子どもでも、すべての子どもが必要とされる幼児教育を受け、大事なことを身につけて成長していくことを願います。小学校への入学という節目までにすべての子ども達が身につけておいて欲しいと願われることがらの水準に関し、幼児教育の内容と方法の検討を進めます。

私たちは、子ども時代に十分に愛情をかけられ、優しい心をもつように育てられた人が、大人になってから周囲の人々に愛をもって接し、優しさを差し伸べることを知っています。幼児期の教育が生涯を通して培われる自己教育の礎となることを考えるとき、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさがそそがれる環境が用意される必要があります。父母その他の保護者、地域の大人そして幼児教育に携わる人々は、連携して、このような環境の創出とその維持に努めます。

．あたらしい時代に対応した幼児教育のあり方に係る 7 項目

1．幼稚園、保育所の今後の役割とあり方について

幼稚園は、学校教育法により位置づけられ、その基本は幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することにあります。3歳から5歳の幼児が対象で、保育時間は4時間が標準となっており、日々の保育は幼稚園教育要領に基づき実践されています。

一方、保育所（園）は、児童福祉法により位置づけられ、その目的は保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることにあります。0歳から5歳の乳幼児が対象で、保育時間は8時間が標準となっており、保育所保育指針に基づく保育が実践されています。

このように根拠となる法律や対象が異なる幼稚園と保育所（園）ですが、幼稚園教育要領に示される内容と保育所保育指針に示される内容を比較検討するとき、教育（「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」）に関わるねらいや内容は基本的に同様なものとして示されています。本検討委員会ではまず、この点を確認しました。

津山市では、これまで公立と私立の幼稚園と保育所（園）がそれぞれの理念と条件の下に幼児教育を担ってきました。しかし、社会状況の変化に伴って保育ニーズが多様化する中、幼稚園においては園児数が減少し、保育所（園）においては園児数の増加による待機児童が生じている現状があります。こういった課題を解決するため、多様化している保育ニーズに対しては多様な保育施設の用意と柔軟な対応が必要であるとの認識に立ち、今後はともに並存する幼児教育・保育機関として、それぞれが互いの役割と特色を発揮しつつ連携し、均衡を保ちながら機能していくことが必要です。認定こども園についての検討もこの観点から行われることとなります。

公立の施設に特に求められることとして、保育水準の確保、保育の質向上のための研究、未開拓分野への責任ある対応、先進的・実験的保育の取り組み、公的機関との円滑な連携などがあり、施設の設置と運営はこれらの点のチェックがなされ得るよう条件の整備が求められます。一方、私立の施設は、父母その他の保護者からのさまざまなニーズへの対応、フットワークの軽さ、保育内容の重点化などを特長とし、今後ますます多様化する保育ニーズを前にして、その特長がより一層発揮されることが願われます。

津山市の幼稚園での3歳児保育は、阿波幼稚園の他は、私立幼稚園においてのみ行われています。公立幼稚園における3歳児保育の要望もあり、本検討委員会では、私立幼稚園のみでの実施の経緯、3・4・5歳児という系統立ての中での3歳児保育の意義、園児数が非常に減少してきている中での3歳児保育

実施の必要性などについて論議を重ねました。系統立てを目指す保育の中での3歳児保育の意義を否定するものではありませんが、現在の状況において、公立幼稚園での3歳児保育を実施することが喫緊の課題であるとの合意を得るまでには至っておらず、今後の課題となっています。

平成20年3月に幼稚園教育要領と保育所保育指針が共に改訂され、平成21年4月1日から施行されます。この改訂では、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえて、今後の幼児教育の方向性として幼稚園と保育所（園）が中軸となつて、家庭や地域社会とともに幼児教育を総合的に推進していくことの必要性、幼児の生活、発達、学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実していくことの必要性が強調されています。

津山市においても、今回の改訂の趣旨を踏まえ、幼稚園と保育所（園）が保育内容の充実に加え、地域の子育て支援のセンターとしての役割や小学校との連携を強化していくことが求められます。

2. 市立幼稚園の適正規模・適正配置について

近年、市立幼稚園の園児数は、減少傾向を示し続けています。この状況は、集団教育の視点から幼児教育を再検討する場合には、望ましい状態とはいえません。

適正規模の教育集団の中で幼児教育を実践していくという観点から、幼稚園の適正規模の教育集団形成とともに、幼稚園の適正配置を考える必要があります。

また、公費で運営する幼稚園であるという観点からも、市立幼稚園の再編、適正配置が急務といえます。

【適正規模】

本検討委員会では集団教育の適正規模としては、4歳児、5歳児においては1クラス20人～30人程度が望ましいのではないかとこの意見の一致をみました。しかし、昭和31年の文部省令第32号幼稚園設置基準では「1学級の幼児数は35人以下を原則とする」と示されており、その法令を遵守している私立幼稚園にとっては、適正規模の問題は、経営上の理由から即断できる事柄ではありません。そのような事柄も視野に入れた上で、50年以上経過した法令を、今日的な教育的配慮及び先進的検討事項として、慎重に再検討されることを望みます。

【適正配置】

幼稚園には学区がないことや、今日では車で園児を送迎する保護者も多いことから、通園地域は小学校区を超えて広範囲となっています。

また、市立幼稚園の現在の設置状況には地域的な偏りがあり、保育所（園）や私立幼稚園の設置状況も勘案する必要があります。

本検討委員会ではこれらの観点から、市立幼稚園の配置は、複数の小学校区を1ブロックとすることを基本に、再検討していくことが望ましいと考えます。ブロック毎に幼児教育の体制はどうあるべきかを検討し直し、具体化していくことが必要です。

具体化の方法としては、拠点幼稚園として存続する園、認定こども園制度などを活用し、市立保育所と一体的に再編する園、市立幼稚園としては廃止し、隣接・近接している私立保育園や私立幼稚園に幼児教育の役割を担ってもらうなどの方法が考えられます。（別表1に小学校単位の幼稚園・保育所（園）の分布を掲載）

現在、市立幼稚園では4・5歳児の園児数の合計が10名以下の園があり、複式学級で保育が実施されています。当面は、これらの園のあり方を方向づけることが必要です。特に5名を下回ろうとしている阿波幼稚園については、早急に検討が必要と考えます。その際には、通園にあたっての配慮が必要です。

3．保育所の待機児童の解消に向けた方策について

津山市内の保育所（園）への入所者は年々増加しており、既に多くの保育所（園）において定員枠を超えた受け入れを行っています。平成19年度から待機児童が生じ、平成20年4月1日の待機児童数は10人となっています。厚生労働省の定義では、近隣に入所可能な園があれば待機児童には含まれないため、実際に希望する保育所（園）に入所できない児童はさらに多いと推測されます。また、入所できても、兄弟姉妹で別の保育所（園）に通わなくてはならない児童もいます。特に近年、1歳児、2歳児の入所児が増加しています。共働き家庭の増加が、早期の入所の原因になっていると考えられ、この傾向は今後も続くものと思われます。

【保育所（園）の定員枠の拡大】

国においては、平成21年度より私立保育園に対する保育単価を従来の30人刻みの定員区分から10人刻みに細分化するよう制度改正がなされます。従来の30人刻みでの定員区分では、1つの定員区分間の単価変動が大きく、定員変更を行いにくい状況となっていることから、待機児童解消への取組みを促

進するため、細分化されたものです。私立保育園においては、既に定員枠の拡大を検討している園もあります。今後も地域の乳幼児の状況を踏まえ、定員の見直しに取り組むことが望まれます。

【幼稚園での預かり保育の実施】

幼稚園においては、園児数はほとんどの園で定員を下回っており、年々減少しています。保護者の勤務時間と幼稚園の保育時間との時間の差で、保育所(園)に入所せざるをえない児童もいます。幼稚園における預かり保育などの事業を充実することによって、共働き家庭を支援することが可能です。既に私立幼稚園では預かり保育が実施されております。公立幼稚園でも、市町村合併以前から加茂幼稚園と阿波幼稚園では預かり保育が実施され、合併後も引き続き実施されています。しかし、公立幼稚園全体の制度として確立されてはいません。保護者のニーズも高まっており、また、保育所(園)の待機児童の解消のためにも、公立幼稚園における4歳児、5歳児の預かり保育を早急に実施することが望まれます。

4. 幼稚園、保育所の連携について

津山市では、平成20年4月の機構改革で市長部局に「こども保健部」が発足しました。これは、従来の保育行政に加え、幼稚園に関わる業務を教育委員会から移管し、より一体的・総合的な幼児教育・保育の推進を目指すものです。

幼稚園と保育所(園)が連携し、一体的に幼児教育の目標に向かって進んでいくためにはまず、教育・保育現場の交流が必要だと考えます。このため、幼稚園と保育所(園)に共通する問題や課題について、両者合同の会議や研修を活発にしていく必要があります。「5. 幼稚園、保育所の保育・教育内容の統一について」では、幼稚園と保育所(園)の保育内容の統合を試み、「津山市の子どもの保育カリキュラム」を提示していますが、そこには、このカリキュラムに基づいて実践される幼稚園や保育所(園)での経験を交流することが予定されています。この保育内容の統合を目指す実践と交流の取組みは、幼稚園と保育所(園)の連携を推進する第一歩となるものです。

幼稚園も保育所(園)も、今後ますます、地域における子育て支援のセンター的機能と役割が求められています。幼稚園と保育所(園)の連携は、児童館、母子保健事業、各種相談事業などとのつながりの中で、地域における子育て支援の一層大きな連携を推進する中軸となることが期待されます。

5．幼稚園、保育所の保育・教育内容の統一について

先に「1．幼稚園、保育所の今後の役割とあり方について」でふれたように、幼稚園教育要領と保育所保育指針において、教育(「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域)に関わるねらいや内容には、大きな差異がないことを確認しました。

このことを前提として、3歳以降の園児を対象に、幼稚園と保育所(園)の保育内容の統合についての検討を行い、別表2のとおり「津山市の子ども保育カリキュラム」(以下「保育カリキュラム」という。)を取りまとめました。その際、カリキュラムの細かい具体的な内容にわたる統一ではなく、市内の幼稚園と保育所(園)において共通に実施できること、実施すべきことを「共通目標」として取りまとめました。

表の中では、本検討委員会で取りまとめた津山市における幼児教育の理念に沿って共通目標を短い言葉で示しています。幼稚園教育要領と保育所保育指針における5領域との関係も表記しました。

各幼稚園や保育所(園)において、これらの共通目標を、年齢毎に具体的に実践します。そして、それらについて相互に交流します。この実践、交流の積み重ねが津山市の幼稚園、保育所(園)の保育・教育内容の統合につながっていくものと考えます。

なお、例として別表3には、ある公立幼稚園の5歳児の年間指導計画に保育カリキュラムを組み込んだものを、別表4には、ある公立保育所の4歳児の年間指導計画に保育カリキュラムを組み込んだものを示しています。

6．障害児等、支援が必要な幼児に対する支援のあり方について

障害児を含む支援が必要な幼児に対して、幼稚園と保育所(園)の果たす役割は大きく重要です。これまで、幼稚園と保育所(園)は障害児を受け入れ、発達支援、親の育児支援を行ってきました。

こうした障害児の保育について、保育所(園)には市の一定の加配基準があり、手厚い対応がなされたところですが、加配するには診断書や療育手帳の取得が条件となり、配慮を必要とする多くの幼児には、加配されていない現状があります。

保育所(園)とは違って、幼稚園には加配基準がありません。現実には、公立幼稚園には不十分ながら市独自の加配が行われていますが、私立幼稚園には実施されていません。本検討委員会は、市独自の加配が保育所(園)と同等に、幼稚園にも行われることを要望します。

配慮を必要とする幼児を含め、支援を必要とする幼児が、相当数幼稚園や保育所（園）に通っています。すべての子どもが健やかに成長し、幸せな思春期、青年期を迎えるための基礎づくりを保障するため、幼稚園と保育所（園）、公立と私立を問わず、必要な加配が行われることを望みます。

加配と並行して、特別支援に関わる担任、支援者の力量形成のために体系化された研修と、事例を基にした実践的な研修の機会を保障することが必要であると考えます。

また、障害児を含む支援を必要とする幼児とその家族は、多種多様のニーズを持っており、問題解決には多くの機関の連携が不可欠です。限られた社会資源を有効利用し、機関相互の連携や専門的知識と技術を生かせる仕組みが望まれます。例えば、障害児への援助技術を持った人材を有する拠点園等を置き、子どもへの個別の指導や保護者支援、他園への支援などを行うことが考えられます。

それとともに就園後に障害が顕在化した幼児の専門機関への連絡、保護者への働きかけ、支援なども大きな課題となるため、すべての幼稚園と保育所（園）に特別支援コーディネーター役を置くことが望まれます。

特に、幼児期から就学への支援においては、学校教育の中で社会への適応力、コミュニケーション能力を育てる視点が必要であることを、保健福祉関係者と教育関係者が共通認識しなければなりません。そのためにも、就学前の支援関係者と教育関係者の連絡会議などの開催が望まれます。また、保護者と支援者（保健福祉関係者、教育関係者など）が、就学前の情報や保護者の意向を共有するために、また将来にわたっての切れ目のない支援につなげるために、個別に相談支援ファイル（サポートブック）を作成し、活用していくことが必要だと考えます。

相談支援ファイル(サポートブック)とは

発達障害等の子どもたちには、乳幼児期から学校卒業後までにわたる一貫した支援が必要です。保護者自身が記録した子どものプロフィールや、関係機関からの支援の状況等を関係者が共有して、成長過程に応じた一貫した支援が受けられるようにするためのものです。

7. 未就園児の支援のあり方について

一人ひとり生活条件が異なり、家庭や地域以外に接点を持つのが困難な未就園の幼児に対し、健やかな成長が保障される環境を整備するためには、常に「子どもにとっての最善の利益」を優先するとの理念に基づき、幼稚園・保育所(園)

児童館、母子保健事業、各種相談事業等が連携し、未就園児の生活実態を把握するとともに保護者が必要とする支援の提供に努めることが必要です。

これまで、子育ての支援に関わる各施設・機関においては、「親の育児力を支援し、子どもの発達を踏まえた子どもの育ちを支援していく」という共通の目的のもと、施設の特長を生かした支援活動を展開していますが、今後は、各施設がそれぞれの地域において支援の拠点として機能することが重要です。

同時にそれぞれの施設が連携し、施設の相互ネットワークを構築することで、各施設を拠点とした効果的な支援の実施が可能となります。

一方で、これらの拠点を各地域にバランスよく配置するためには、経費補助や人的配置の面で格差のない均等な運営基準を整備することが必要です。

子育て家庭が必要とする情報や参加機会の提供に努めるとともに、園開放やサークル参加などの機会を通じて、子育ての経験をもった保護者と経験の少ない保護者との出会いを創出し、良好な支援関係をつくることで、支援を受けた保護者が、就園後も自発的に支援の場への関わりを継続することができます。

地域には、未就園児とその家族を温かく受け入れるコミュニティがあります。また、地域には多くの協力者がいます。子育てへの協力の意思を持ちながら、地域に潜在している人材を掘り起こし、各地域の特性を踏まえた人的・物的資源を活用することが重要です。

小学校単位の幼稚園・保育所(園)分布

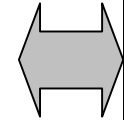
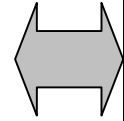
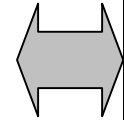
小学校			公立保育所		私立保育園		公立幼稚園		私立幼稚園		園児数計
校名	児童数	1学年平均 児童数	園名	園児数	園名	園児数	園名	園児数	園名	園児数	
東	300	50									0
西	235	39			城西	134	西	25			212
					乳児	53					
南	235	39			作陽	134					329
					福岡	98					
					KOKKO	97					
北	327	55			総社	114	鶴山	88			422
					田町	61					
					津山	159					
林田	329	55			林田	108	東	50			373
					東津山	104					
					城東	111					
鶴山	530	88			やよい	191				191	
弥生	569	95			城北	178			しらゆり	174	352
									美作付属	206	
向陽	288	48			二宮	96	二宮	19			206
					田邑	77	田邑	14			
院庄	194	32			院庄	95	院庄	19			114
佐良山	348	58					佐良山	31	明星	75	106
一宮	484	81	一宮	133							133
高田	173	29					高田	39			39
清泉	106	18					清泉	15			15
高倉	114	19			高倉ひかり	126					126
高野	465	78			高野	215					352
					高野第2	137					
成名	130	22					成名	50			50
河辺	317	53			国分寺	120	河辺	34			154
大崎	182	30			大崎	71	大崎	33			104
広野	92	15			広野	78					78
加茂	211	35	公郷	30	加茂	104	加茂	27			161
阿波	33	6					阿波	9			9
新野	175	29									220
広戸	72	12	風の子 こども園	220							
勝加茂	148	25									
喬松	53	9									148
中正	81	14	久米	148							
誠道	94	16									
秀実	107	18	倭文	59							59
計	6,392	1,065		590		2,661		453		455	3,953

1:園児数、児童数は私立幼稚園は平成20年4月1日現在、他は平成20年10月1日現在。

2:幼稚園・保育所(園)に対応する小学校は、原則園の所在地に対応させており、園児の住所地の学区には対応していない。

津山市の子ども保育カリキュラム

	理念	5領域との関係	共通目標	各園の取組み					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
津（小学校への接続を見通して） 山の子どもの保育カリキュラム	A.健康な心と体	健康	戸外でしっかり遊ぼう 生活リズムをつけよう なんでも食べよう						
	B.豊かな情操と賢さ	言葉 / 表現	絵本などに親しもう ことばや体を使って伝えよう	各幼稚園・保育所(園)で工夫して取り組みます。 まず、各園の年間指導計画に保育カリキュラムを組み込んでみましょう。					
	C.命と自然	環境 / 人間関係	自然にふれよう ものを大切にしよう						
	D.自信と信頼		力をあわせて取り組もう 自分でやってみよう まわりの人の気持ちを考えよう						



交
流

保育カリキュラムを組み込んだ年間指導計画（公立幼稚園の5歳児の例）

【 】内が保育カリキュラム

期・月		5 歳 児	
		ね ら い	内 容
第 期	4	年長になった自覚をもち、先生や友達に親しみ、新しい生活を楽しむ。	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな遊びをみつけて気の合う友達や先生と一緒に遊び、親しみをもつ。 ・新しい環境に慣れ、生活のリズムや仕方を思い出し守ろうとする。【A - 】 ・年少児と触れ合い、優しい気持ちでかかわろうとする。【D - 】 ・先生や友達に日常のあいさつをしたり、したいこと、してほしいことを言葉で表現したりする。【B - 】 ・先生や友達と一緒に戸外でのびのびと体を動かして遊ぶ。【A - 】 ・安全に気をつけて遊んだり、登降園したりする。 ・園内の動植物に親しみ興味をもったり、進んで世話をしたりする。【C - 】
	5		
第 期	6	いろいろな遊びを友達と一緒に十分楽しみ、友達とのつながりを深め、遊びを進めていくことを楽しむ。	<ul style="list-style-type: none"> ・戸外で積極的に様々な活動に取り組み、友達と一緒に遊ぶ。【A - 】 ・先生や友達の言葉に興味関心をもち、聞いたり話したりする。【B - 】 ・友達と一緒にイメージを膨らませ、表現したり、遊びに必要なものを作ったりして遊ぶ。【B - 】 ・プール遊びや水遊びを通して、水の感触を楽しみ開放感を味わう。【A - 】 ・遊具や用具を大切に扱い、遊びの準備や片付けを自分たちで最後までしようとする。【C - 】 ・自分の体に関心をもち、健康な生活に必要な態度を身につける。 ・身近な動植物に興味関心をもち、親しみをもって接し、命の大切さに気付く。【C - 】
	7		
第 期	9	自分なりの力を発揮しながら、友達と協力して遊びを進めていく楽しさを味わう。	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな運動に興味をもち、自分の力を出し挑戦したり、競い合ったりしながら、全身を動かして遊ぶ満足感を味わう。【A - 】 ・友達によさに気付き、役割を分担したり、力を合わせたりしながら、一緒に遊びや仕事を進める楽しさを知る。【D - 】 ・ルールを守ることの大切さを知り、考えながら行動する。 ・自分の気持ちや考えを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。【B - 】 ・園内外の自然に関心をもち、生活に取り入れて遊ぶ。【C - 】
	10		
第 期	11	}	}
	12		
第 期	1	}	}
	3		

保育カリキュラムを組み込んだ年間指導計画（公立保育所の4歳児の例）

【 】内が保育カリキュラム

期	1期(4～5月)	2期(6～8月)	3期(9～12月)	4期(1～3月)
期のねらい	<p>保健的で安全な環境の中で、子どもの様々な欲求を十分に満たし、情緒の安定を図る。新しい生活に慣れ、喜んで登園する。生活の仕方がわかり、身の回りのことを自分でしようとする。好きな遊びを見つけ、保育者や友達と遊ぶことを楽しむ。</p>	<p>梅雨期、夏期の健康安全に留意し、清潔な環境を心がけ快適に生活できるようにする。夏の生活に必要な習慣を徐々に身に付ける。友達と関わりながら、夏の遊びを楽しむ。身近な自然に関心を持ち、親しみや愛情を持つ。異年齢児に関心を持ち、関わりを広げる。</p>	<p>季節の変化に応じて、保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする。自分でできることに喜びを持ちながら生活に必要な習慣を身に付ける。友達との関わりを広げ、一緒に楽しく活動することを楽しむ。見たこと感じたことをイメージして、様々な方法で表現する。</p>	<p>～</p>
保育の内容	<p>基礎的事項</p> <p>一人一人の健康状態を把握し、適切に対応する。園庭や室内の環境を整え、快適な生活ができるようにする。個人差に配慮しながら、食事、排泄休息などの生理的欲求を適切に満たすようにする。異常を感じる時には、速やかに適切な対応をする。</p>	<p>生活に必要な習慣を一人一人の状態に応じて援助し、身につくようにする。一人一人の子どもを理解し、その気持ちを受け止めながら信頼関係を深めていく。活動と休息のバランスに配慮し、水分が補給ができるようにする。子どもが自分から体の異常を訴えることができるようにする。</p>	<p>気温の変化に応じて、室温、換気に配慮し、快適に生活できるようにする。衣服の調節に配慮し、薄着の習慣が身につくようにする。友達や保育者との安定した生活の中で安心して自分の気持ちや思いが表せるようにする。</p>	<p>～</p>
	<p>健康・人間関係・環境・言葉・表現</p> <p>園生活の仕方を知る。【A - 】友達と一緒に楽しく食事をする。【A - 】持ち物の始末や身の回りのことなどできることを自分でしようとする。【D - 】遊具や用具に親しみ、安全な遊び方や使い方を知り、気をつけて遊ぶ。【A - 】好きな遊びを見つけ、保育者や友達と一緒に遊ぶ。【D - 】自分のしたいと思うこと、してほしいこと、困ったことなどを言うようになる。【B - 】身近な自然や動植物に触れたり、関わって遊んだりする。【C - 】絵本、童話、視聴覚教材などを見たり聞いたりして楽しむ。【B - 】歌を歌ったり、体を動かしたり、楽器を鳴らしたりして遊ぶ。【B - 】</p>	<p>夏の健康的な生活の仕方を知り、安全に気をつけて、きまりを守って遊ぶ。【A- 】嫌いなものでも少しずつ食べようとする。【A - 】保育者と一緒に午睡や休息をとる。【A - 】身の回りのことなど、自分でできることは自分でする。【D - 】夏の遊びを十分楽しむ。【A - 】異年齢の友達に親しみを持ち、一緒に遊ぶ。【D - 】園や地域の行事をおして地域の人に親しみを持つ。【D - 】遊具、用具を大切に、譲り合って使う。【C - 】身近な動植物に関心を持ち、保育者と一緒に世話をしながら親しみや愛情を持つ。【C - 】経験したことなどを保育者や友達に話す。【B - 】表現遊びや楽器遊びを楽しむ。【B - 】様々な素材で、作ったり飾ったりして遊ぶ。【B - 】</p>	<p>体と食べ物の関係に興味を持つ。【A - 】食べ慣れないものも少しずつ食べようとする。【A - 】必要に応じて衣服を調節する。【A- 】様々な遊具や用具を使い、進んで戸外で体を動かして遊ぶ。【A - 】友達と遊ぶ中できまりの大切さに気づき守って遊ぶ。【D - 】保育者の言うことや友達の考えていることを理解して行動する。【D - 】身近な人と触れ合い、話を聞いたり、話しかけたりして親しみを持つ。【D - 】生活の中で、ものを集めたり、分類したり整理したりする。【C - 】見たこと、感じたことを言葉や体の動き音楽、造形などで自由に表現して楽しむ。【B - 】自分と異なる文化を持った人の存在に気づく。</p>	<p>～</p>

津山市幼児教育検討委員会(全体会)開催経過

	日 時	場 所	出席委員	内 容	
第1回	平成20年2月6日(水) 14:00～	津山市役所 第1委員会室	16名	説明	・主旨、設置要綱について ・幼稚園・保育所の現状と課題 ・今後の具体的検討事項と専門部会について
第2回	平成20年4月22日(火) 14:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	12名	協議 報告	・津山市公立保育所将来計画・津山市立幼稚園のあり方について(まとめ)をふまえて ・津山市の幼児教育の理念・展望について ・専門部会より(特別支援専門部会・未就園児専門部会)
第3回	平成20年5月13日(火) 14:00～	津山市役所東庁舎 多目的会議室	15名	協議 協議	・津山市の保育所・幼稚園の課題とその解決に向けて(私立の保育所・幼稚園の課題をふまえて) ・津山市の幼児教育の理念・展望について
第4回	平成20年7月8日(火) 14:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	15名	協議 報告	・津山市の幼児教育の理念・展望について ・専門部会より(特別支援専門部会・未就園児専門部会)
第5回	平成20年8月26日(火) 10:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	15名	協議	・津山市の幼児教育の理念・展望についてのとりまとめ ・幼児教育のあり方に係る諮問事項についての具体的検討
第6回	平成20年9月18日(木) 14:00～	津山すこやか・こどもセンター 多目的ホール	14名	協議	・津山市の幼児教育の理念・展望についてのとりまとめ ・幼児教育のあり方に係る諮問事項についての具体的検討
第7回	平成20年10月7日(火) 10:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	15名	協議 報告	・幼児教育のあり方に係る諮問事項についての具体的検討 ・専門部会より(カリキュラム専門部会)
第8回	平成20年11月4日(火) 10:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	15名	協議 報告	・中間報告について ・専門部会より(カリキュラム専門部会・特別支援専門部会・未就園児専門部会)

	日 時	場 所	出席委員	内 容	
第9回	平成20年12月2日(火) 10:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	12名	協議	・幼児教育のあり方に係る諮問事項についての具体的検討 (幼稚園、保育所の今後の役割とあり方について(公立の役割・私立の役割))
第10回	平成21年1月27日(火) 14:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	14名	協議	・幼児教育のあり方に係る諮問事項についての具体的検討 (市立幼稚園の適正規模・適正配置について) ・答申について
第11回	平成21年2月23日(月) 14:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	13名	協議 報告	・幼児教育のあり方に係る諮問事項についての具体的検討 (市立幼稚園の適正規模・適正配置について) ・専門部会より(カリキュラム専門部会・未就園児専門部会)
第12回	平成21年3月25日(水) 14:00～	津山すこやか・こどもセンター 会議室	13名	協議	・答申について

カリキュラム専門部会開催経過

	日 程	場 所	内 容	
第1回	平成20年9月19日(金) 14:00～	津山すこやか・こどもセンター多目的ホール	説明 協議	・幼児教育検討委員会の動向について ・保育所・幼稚園現場での課題について
第2回	平成20年10月23日(木) 14:30～	津山すこやか・こどもセンター多目的ホール	協議	・保育所・幼稚園現場での課題について
第3回	平成20年11月17日(月) 14:30～	津山市役所東庁舎3階E301会議室	協議	・津山市の子ども保育カリキュラムの作成について
第4回	平成20年12月16日(火) 15:30～	津山すこやか・こどもセンター会議室	協議	・津山市の子ども保育カリキュラムの作成について
第5回	平成21年2月17日(火) 15:30～	津山すこやか・こどもセンター多目的ホール	協議	・津山市の子ども保育カリキュラムの作成について
第6回	平成21年3月13日(金) 15:30～	津山すこやか・こどもセンター会議室	協議	・答申について

特別支援専門部会開催経過

	日 程	場 所	内 容	
第1回	平成20年3月24日(月) 14:00～	津山市役所東庁舎多目的会議室	協議	・発達障害に関わる津山市のしくみ ・今後の進め方
第2回	平成20年6月24日(火) 13:30～	津山すこやか・こどもセンター多目的ホール	説明 協議	・これまでの経過について ・療育センターの現状について ・各機関の現状と課題について ・関係機関相互の連携について
第3回	平成20年10月23日(木) 9:30～	津山すこやか・こどもセンター多目的ホール	協議	・就学前の支援のあり方について ・関係機関相互の連携について
第4回	平成21年2月26日(木) 13:30～	津山市役所東庁舎3階E301会議室	協議	・相談支援ファイル(サポートブック)について ・就学前から就学への支援 ・答申について

こ

未就園児専門部会開催経過

	日 程	場 所	内 容	
第1回	平成20年3月21日(金) 9:00～	津山市役所東庁舎生涯学習室	協議	・各機関における事業実施状況について情報交換 (幼稚園・子育て支援センター・児童館・親子ひろば等)
第2回	平成20年6月13日(金) 15:30～	津山すこやか・こどもセンター会議室	協議	・未就園児に対する支援のあり方について (実施事業の課題について)
第3回	平成20年10月28日(火) 15:30～	津山すこやか・こどもセンター会議室	協議	・未就園児に対する支援のあり方について (共通の課題・共通の目的について)
第4回	平成21年2月17日(火) 15:30～	津山すこやか・こどもセンター会議室	協議	・未就園児に対する支援のあり方について ・答申について

「津山市幼児教育検討委員会」委員名簿

No	役 職	氏 名	備 考
1	美作大学短期大学部教授	松岡 信義	専門委員・市民アドバイザー
2	岡山大学教育学部教授	高橋 敏之	専門委員・元作陽短期大学講師
3	私立幼稚園連合会代表	柳 二郎	明星幼稚園長
4	私立幼稚園保護者代表	西山 勝	美作大学附属幼稚園PTA会長
5	津山市保育協議会会長	土居 義幸	高野保育園長
6	津山市保育園父母の会連合会会長	永禮 優司	作陽保育園父母の会会長
7	津山市立幼稚園園長会会長	今井 博子	加茂幼稚園長
8	津山市立幼稚園職員代表	内田 慶子	二宮幼稚園主任
9	津山市立幼稚園PTA連絡協議会副会長	南都 久美	阿波幼稚園PTA会長
10	津山市立保育所所長会会長	福田 康子	一宮保育所長
11	津山市立保育所職員代表	平田 早苗	勝加茂保育所長
12	津山市市民アドバイザー	江原眞智子	元小学校長、幼稚園長
13	津山市小中学校校長会代表	宮岡 圭之	高倉小学校長
14	津山市こども保健部長	近藤 恭介	こども保健部
15	津山市教育委員会教育次長	國藤 義隆	教育委員会
事務局	津山市こども保健部次長	岡 晃司	こども保健部
	津山市こども企画課主査	山本 久子	
	津山市こども保健部こども課長	皆木 憲吾	
	津山市こども保健部健康増進課参事	本干尾 八州子	
	津山市教育委員会学校教育課長	有本 明彦	教育委員会

「津山市幼児教育検討委員会」専門部会委員名簿

カリキュラム専門部会(10名)

所属・役職	氏 名	備 考
美作大学短期大学部教授	松岡 信義	専門委員・市民アドバイザー
津山市保育協議会会長	土居 義幸	高野保育園長
津山市立保育所所長会会長	福田 康子	一宮保育所長
私立幼稚園連合会	池上 美左子	外部委員・しらゆり幼稚園副園長
津山市立幼稚園園長会	船本 俊江	外部委員・東幼稚園幼稚園長
津山市立幼稚園職員	矢野 佳子	外部委員・鶴山幼稚園主任
津山市立保育所職員	土井 美鈴	外部委員・日本原保育所所長
津山市小中学校校長会代表	三村 純一	外部委員・高田小学校長
津山市教育委員会学校教育課主幹	小瀬 善浩	外部委員・教育委員会
津山市こども保健部こども課長	皆木 憲吾	外部委員・こども保健部

特別支援専門部会(13名)

所属・役職	氏 名	備 考
津山市立幼稚園職員代表	内田 慶子	二宮幼稚園主任
津山市立保育所職員代表	平田 早苗	勝加茂保育所長
私立幼稚園連合会	柳 純恵	外部委員・明星幼稚園主任
津山市市民アドバイザー	江原眞智子	元小学校長、幼稚園長
津山市小中学校校長会代表	宮岡 圭之	高倉小学校長
津山市保育協議会	有木 信子	外部委員・作陽保育園長
津山市教育委員会学校教育課主幹	小瀬 善浩	外部委員・教育委員会
西小学校ことばの教室 特別支援専門員	影山 訓美	外部委員・教育委員会
津山市こども保健部健康増進課参事	本干尾八州子	外部委員・こども保健部
津山市こども保健部健康増進課 保健師	伊藤智江美	外部委員・こども保健部
津山市社会福祉事務所障害福祉課主査	石田 昌子	外部委員・環境福祉部
津山市こども保健部健康増進課 心理士	阿部 玲奈	外部委員・こども保健部
津山市こども保健部こども課 幼児教育係長	畑田 泰則	外部委員・こども保健部

未就園児専門部会(9名)

所属・役職	氏 名	備 考
津山市立幼稚園園長会会長	今井 博子	加茂幼稚園園長
私立幼稚園連合会	本郷 順子	外部委員・美作大学附属幼稚園教頭
津山市保育協議会	犬飼より子	外部委員・やよい保育園長 (子育て支援センター実施園)
津山市立保育所職員	松田 玲子	外部委員・久米保育所 (子育て支援センター実施園)
津山市立児童館館長	木下 清美	外部委員・こども保健部
津山市社会福祉協議会 地域福祉課長	仁木 潤	外部委員 (「親子ひろば」「すくすく」受託事業者)
津山市教育委員会学校教育課主幹	佐堂 典子	外部委員・教育委員会
津山市こども保健部健康増進課 保健師	高見 京子	外部委員・こども保健部
津山市こども保健部こども課 子育て支援係長	池田 賢司	外部委員・こども保健部